

令和 8 年度 事業系一般廃棄物減量計画書

ごみの種類	発生予定量 a [kg/年]	処 理 区 分				減量化率 b/a×100 [%]
		資源として処理		燃えるごみとして処分		
		資源化量 b [kg/年]	処理業者名 (注2)	処分量 (注3) c=a-b [kg/年]	処理業者名 (注2)	
下記に計上しない燃えるごみ (注1)					(注5)	
段ボール						
新聞紙・チラシ						
雑誌・カタログ類						
コピー紙・OA用紙 事務用紙						
紙製容器包装物						
封筒類						
その他の紙類						
機密文書類						
シュレッダー物						
生ごみ(厨芥類)						
剪定枝葉くず・ 草木類のごみ						
ペットボトル			環境センター			
プラスチック製 包装容器	(注4)		環境センター			
その他(ビン)			環境センター			
その他(缶類)			環境センター			
合計 (A)			*		*	

注1 「下記に計上しない燃えるごみ」は、紙くず・汚れたプラ製包装・生ごみ等の分別していない燃えるごみをいいます。

注2 「処理業者名」は、中間処理、リサイクル、最終処分手業所などです(収集運搬業者ではありません)
直接又は収集業者への委託により「八代市環境センター」へ搬入している場合は、「環境センター」と記入してください。

注3 処分量が年間10kgに満たない品目は、処理業者名欄のみ記入してください。

注4 環境センターへ持ち込む(予定)量を記入してください。

事業所から排出されるペットボトル、プラスチック製包装容器、その他(びん、缶類、ガラス、陶磁器)は産業廃棄物ですので、原則として環境センターに持ち込むことはできませんが、①従業員が個人で消費したもの、②市民に消費され店頭回収したものについては、例外的に持ち込むことができます。

注5 燃えるごみを地域の集積所へ排出している場合は、「処理業者名」欄を「指定袋」としてください。

参考 燃えるごみの処分量は、以下の重さを参考に算出されても構いません。

・指定ごみ袋(大45ℓ) ≒ 8.0kg/袋 ・指定ごみ袋(中30ℓ) ≒ 5.3kg/袋

・指定ごみ袋(小15ℓ) ≒ 2.7kg/袋

例) 週に大袋で6袋を排出する場合… 6袋×8.0kg×52週 ≒ 2,496kg/年